

# 奥安芸 TRANS-BANCO-FORMATION 規約(案)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、奥安芸 TRANS-BANCO-IRON (以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島県山県郡安芸太田町加計 337 番地 1 (風炎窯)に置く。

(目的)

第3条 本会は、広島 (安芸太田町、北広島町、広島市) の歴史・文化や文化財の活用を産業ツーリズムととらえ、『太田川流域の広域観光』を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、関係業務その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員、協力者、協賛企業及び指導者は、別表1のとおりとする。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 本会に代表1名、監事1名、幹事1名及び事務局2名を置く。

(役員職務)

第7条 代表は本会を代表し、業務を総括する。

2 監事は、本会の財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、会議の招集を代表に請求し、これを会議に報告する。

(役員選出)

第8条 代表及び監事は総会において選出し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の招集は代表が行い、かつ代表がその議長となる。

(総会の権能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第11条 総会は、代表が必要と認めたとき、又は会員若しくは第7条第2項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の定数・議決)

第12条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議事は、全会員の賛成をもって決する。

(議事録の作成)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、公式ホームページで公開する。

## 第5章 事業実施計画等

(財産)

第14条 本会の財産は、助成金、協賛金及びその他の収入をもって構成する。

2 本会の財産は代表が管理し、その方法は総会の議決を経て別に定める。

(事業実施計画及び予算)

第15条 本会の事業実施計画に関する書類は代表が作成し、総会において全会員による議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第16条 本会の事業報告及び決算は、代表が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において全会員による議決を得なければならない。

## 第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第17条 この規約は、総会において全会員による議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第18条 本会は、総会において全会員による議決を得て解散することができる。

## 第7章 事務局

(事務局の設置)

第19条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

(備え付け書類)

第20条 事務局を置く事務所には、常に次の書類を備えておかななければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 代表、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

## 第8章 補足

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て代表が別に定める。

附 則

この規約は、本会が設立された日（平成7年12月1日）から施行する。

## 別表1 (第5条関係)

## 会員名簿

(令和7年12月10日現在)

No.	氏名	所属	会職	備考
1	栗栖 一正	安芸太田町文化財保護審議会	代表	統括
2	栗栖 修司	殿賀振興会	監事	会計監査
3	加計 康晴	加計隅屋	幹事	吉水園運営
4	林 俊一	太田川アクティブアーチ (風炎窯)	事務局	企画運営
5	長沼 拓磨	みらい株式会社 (加計高校デスク)	事務局	連絡調整

## ◇協力者等名簿

No.	氏名	所属	区分	担当等
1	森脇 智史	(株)ファイアーハントデザインワークス	協力	PV
2	福本 英伸	(一社) まち物語制作委員会	協力	アニメ、紙芝居
3	西川 隆治	(一社) R i v e r D O	協力	広域交流
4	外輪 勝也	DAIWA磯フィールドテスター	協力	広域交流

## ◇協賛企業名簿 (令和7年度)

No.		社名		
1	—	大和重工 (株)	協賛企業	6
2	—	チューリップ (株)	協賛企業	5
3	—	日新林業 (株)	協賛企業	1
4	—	第一ボデー (株)	協賛企業	1
5				

## ◇行政機関等、アドバイザー名簿 (令和7年度)

1	菅田 裕二	安芸太田町産業観光課	課長	
2	瀬川 善博	安芸太田町道の駅推進チーム	課長	
3	寶珠 真一	(一社) 地域商社あきおおたDMO	本部長	共催
4	—	北広島町観光協会		打診中
5	—	阿武DMO		打診中
6	—	鉄の国文化圏推進協議会事務局 (奥出雲町)	代表	アニメ監査

## 【事業運営における中立性と独立性に関するお知らせ】

平素より「奥安芸 TRANS-BANCO-FORMATION」の活動にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、安芸太田町加計地区において民間主導による「源田実資料館」等の整備が進められておりますが、本プロジェクトと当該施設、および運営団体（リボーン加計、等）とは、**組織運営・資金調達・活動方針のいずれにおいても一切無関係**であることを明記いたします。

現在、PV動画をリボーン加計の関係者に発注していますが、源田実氏が人権問題として評価が極端に二分されることで、当方の中立性が保てない懸念がありますので書面化しておきます。温井ダム（アーチリング）の聖地化をイメージした「看板」が「新興宗教」との誤解を招いた経緯も踏まえ、ダム工事に関する戦時下の人権問題につきましても、裁判で和解された内容のみ扱います。

本プロジェクトは、学校や公共施設や企業と広域連携し、地域全体の公共の利益に資することを目的とした活動です。特定の宗教活動や政治的意図や歴史的顕彰を目的とするものではなく、中立かつ公正な運営に徹底してまいります。

関係者の皆様におかれましては、混同や誤解なきようご理解賜りますようお願い申し上げます。

（令和8年2月13日）